

フィリピンにおいて日本人とフィリピン人が結婚するための手続き

注：フィリピンにおける手続きの詳細については、直接当該の市町村役場に確認して下さい
在フィリピン日本国大使館

手続きの流れ

ステップ1：婚姻要件具備証明書の入手



(在フィリピン日本国大使館、在セブ日本国総領事館または在ダバオ日本国総領事館)

ステップ2：婚姻許可証の入手（フィリピン人婚約者の住所地の市区町村役場）



ステップ3：挙式、婚姻証明書の入手（挙式挙行地の市町村役場または国家統計局）



ステップ4：婚姻届の提出（日本の本籍地市区町村役場、在フィリピン日本国大使館、在セブ日本国総領事館または在ダバオ日本国総領事館）

ステップ1: 婚姻要件具備証明書（いわゆる独身証明）の入手方法

申請に必要な提出書類

日本の方の書類	フィリピンの方の書類
戸籍謄本(抄本)1通（発行後3ヶ月以内のもの）	出生証明書 1通 (Certified True Copy of Birth Certificate: PSA もしくは市役所発行のもの)
(注)改製原戸籍又は除籍謄本 1通（発行後6ヶ月以内のもの）	※出生証明書の記載が不鮮明な場合は有効な旅券、ID又は洗礼証明書などもご用意下さい。
有効な日本旅券 オリジナル（コピー不可）	※18歳未満のフィリピン国籍者の婚姻は認められていません。

(注) 必ずお読み下さい(特に再婚となる方):

婚姻歴のある方は婚姻要件具備証明書にその事実も記載し、離婚証明書も作成しますので、戸籍謄(抄)本に婚姻及び婚姻解消(離婚等)の事実が記載されていることを確認下さい。記載されていない場合には、その事実の記載があるまで遡って、改製原戸籍または除籍謄本もご用意下さい。

初婚の方につきましても、分籍などにより、申請者本人が戸籍の筆頭者になっている場合には、過去の婚姻歴が無いことを確認しますので、戸籍が編成された理由(分籍等)の事実が記載されていることを確認してください。記載されていない場合には、その事実が確認出来るまで遡って、改製原戸籍又は除籍謄本もご用意下さい。

上記の確認ができない場合には、婚姻要件具備証明書を発給できませんのでご注意ください。

申請は婚姻される日本人当事者が出頭して、当館備え付けの申請書に必要事項を記入の上、上記書類と共に提出して行います。証明書は申請の翌開館日に交付されます。ご本人以外は受け取れません。ビザ申請や婚姻届提出の際、婚姻要件具備証明書のコピーが必要となりますのでコピーを多めに保管しておいて下さい。

申請の際提出された書類は返却できませんのでご了承下さい。

ステップ 2： 婚姻許可証（マリッジ ライセンス）の入手

当館より入手した婚姻要件具備証明書をもって、婚約者がお住まいの地域の市区町村役場に婚姻許可証（Marriage License）を申請して下さい。申請の際の手続き及び必要書類については申請するフィリピン市区町村役場にお問い合わせ下さい。

婚姻許可証は、婚姻許可証申請者の名前等を10日間継続して地方民事登録官事務所に公示された後、問題がなければ発行されます。婚姻許可証は、発行後120日間フィリピン国内のどこの地域においても有効です。

ステップ 3： 挙式、婚姻証明書の入手

フィリピンでは、婚姻を挙行できる権限のある者（婚姻挙行担当官：牧師、裁判官など）が法律で定められており、この婚姻挙行担当官と成人2名以上の証人の前で婚姻の宣誓を行い、婚姻当事者と証人が婚姻証明書に署名し、これを婚姻挙行担当官が認証することにより婚姻が成立します。

婚姻後15日以内に婚姻証明書が婚姻挙行担当官より挙行地のフィリピン市町村役場に送付され、地方民事登記官により登録が行われます。登録が完了すると、市区町村役場にて婚姻証明書の謄本（Certified True Copy of Marriage Certificate）を入手することができます。この婚姻証明書の謄本は、日本の婚姻届提出の際に必要となります。

ステップ 4： 婚姻届の提出

婚姻成立後、3ヶ月以内に日本の市区町村役場または日本国大使館/総領事館に婚姻の届出をしてください。日本で届け出る場合は、届出をする市区町村役場に提出書類を確認してください。

＜在フィリピン日本国大使館、在セブ日本国総領事館または在ダバオ日本国総領事館に届け出る場合＞

届け出は婚姻成立後3ヶ月以内に当館備え付けの届出書（2通）に必要事項を記入して、下記書類と共に提出して行きます。婚姻の事実が日本の戸籍に記載されるまでに2ヶ月程度かかります。

届出に必要な書類等

1. フィリピン人配偶者の旅券（写し）（旅券がないときは出生証明書）及び日本語翻訳文：各2通
（原本1通、写し1通。旅券の場合は身分事項頁の写し2通を提出するとともに、原本を窓口で提示）
2. 婚姻証明書及び日本語訳文 各2通（原本1通、写し1通で可）
3. 婚姻要件具備証明書の写し 1通
4. 婚姻許可証及び婚姻許可証申請書の写し 各1通
5. 旅券（本人確認のため）

※令和6年4月1日施行の戸籍法改正に伴い、戸籍・国籍関係の届出に関し、原則として戸籍謄本の提出が不要となりました。一方で、届出用紙には本籍地記載欄がありますので、本籍地及び筆頭者のお名前を必ずご確認の上ご来館ください。

ご結婚された日本人とフィリピン人のお子様は、フィリピンで誕生された場合は、日本の国籍を留保する意思表示をして、出生の日を含めて3ヶ月以内に出生届を届け出なければ、出生の時に遡って日本の国籍を喪失しますので、ご注意ください。

※ご結婚後、配偶者を日本に呼び寄せるためには、日本国査証（ビザ）の取得が必要です。「日本人の配偶者」として日本で生活を予定される場合は、査証取得のために「在留資格認定証明書」が必要となります。「在留資格認定証明書」の入手については、日本の各地方出入国在留管理局にお問い合わせください。